



平成19~23 (2007~2011) 年度

川崎市社会福祉協議会 第2期地域福祉活動推進計画



はじめに



社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 会長 壁 義 彰

川崎市においては、近年都市開発が急激に進み、新たな人口の流入が見込まれる中で、地域コミュニティの再構築が必要となっています。また、少子高齢化の進行、都市の課題であるホームレス問題など、福祉ニーズは複雑に多様化しています。誰もが地域で、安心してその人らしく暮らせるまちづくりをすすめるためには、住民自身の福祉理解と福祉活動への積極的な参画が不可欠です。

こうした状況の変化の中で第2期地域福祉活動推進計画を策定するにあたり、「住民主体の原則」に基づいた事業展開と、地域福祉推進の総合調整を行うため、今期の計画では本会の発展強化計画の要素を強めました。また、平成19年3月には地域福祉の新たな拠点となるべく、川崎市総合福祉センターへ事務所を移転いたしました。

今後は、この第2期地域福祉活動推進計画に基づき、川崎市総合福祉センターを核として、地域住民のみならず、関係者のみなさまとの連携をはかりながら地域福祉の推進をはかってまいりますので、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この計画の策定にあたり、御尽力を賜りました地域福祉活動推進計画の「策定委員会」ならびに「作業委員会」の委員のみならず、数多くの貴重な御意見をいただきました関係各位に対しまして、心より感謝申し上げます。

平成19年1月

第2期地域福祉活動推進計画の 策定にあたって

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
第2期地域福祉活動推進計画策定委員会
委員長 齊藤二郎



川崎市社会福祉協議会第1期地域福祉活動推進計画が平成18年度で終了することに伴い、川崎市社会福祉協議会の今後の方向性を示すために第2期計画の策定に取り組みました。

計画の策定にあたっては、職員と行政関係課の参画を得た作業委員会と、関係機関の参画を頂いた策定委員会を設置しました。作業委員会ではメンバーを4つのグループに分けて第1期計画の評価・点検、現状の課題と方向性の業務分析を行い、策定委員会では全体のバランスを調整し、検討を重ねてまいりました。

第2期計画では第1期計画の3つの理念、8つの目標を受け継ぎつつ、川崎市在宅福祉公社との統合によって加わった事業を組み込み、新たな課題への取り組みを含めた5つの重点目標と12の具体的事業を掲げました。今回の計画では進行管理を本会の執行機関である理事会と連動させて、執行体制の強化をはかっております。また、平成21年度に中間の見直しを行い、政令指定都市社協としての事業の方向性を検討しながら活動を展開してまいります。

この第2期計画に基づき、川崎市社会福祉協議会が地域福祉活動推進の中核として発展し、福祉のまちづくりが実現されることを心より祈念いたします。

平成19年1月

第2期地域福祉活動推進計画の 策定にあたって

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
第2期地域福祉活動推進計画作業委員会
委員長 小野 敏 明



川崎市社協の第1期計画が策定された以降、社会福祉協議会を取り巻く状況には、様々な変化が生じました。それは、市社会福祉協議会と市在宅福祉公社との統合、介護保険制度改革、障害者自立支援法の成立と施行、指定管理者制度の導入等です。また、地方財政、社協財政の状況もますます厳しくなっています。

このような社会福祉協議会を取り巻く状況、第1期計画に盛り込まれた事項のさらなる推進を図らなければならない点、また第1期計画で十分に展開を図れなかった点、それらをふまえ、今回の第2期計画は、社会福祉協議会の強化発展計画的色彩を強めた計画として策定されたものです。しかし、地域福祉情報バンク事業・介護保険等在宅サービス事業・地域福祉権利擁護事業・区社協への支援等の事業は、政令指定都市社協としては重要なものであり、これら事業の推進と市社協の体制整備を図ることは、川崎市全体の地域福祉の推進を目指す計画となると考えています。こうした計画策定の背景や意味をふまえ、この第2期の計画が、市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会の全体で尊重され、関係者や職員の方々が、計画の実行に努力されることを期待します。

作業委員会のメンバーの方々が、策定期間の短い中で日常業務を抱えながらの作業に努力されたことを委員長として感謝いたします。

平成19年1月

CONTENTS もくじ

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 第2期地域福祉活動推進計画目次

1 計画の趣旨	
Ⅰ 組織の現状	1
Ⅱ 川崎市地域福祉計画との整合	4
Ⅲ 計画の基本的な方向性と重点目標	6
Ⅳ 期間	7
2 川崎市社協組織の発展強化と役割の明確化	
A 会員組織と部会活動	8
B 地域福祉情報バンク事業	9
C 研修事業	12
D 受託事業と補助事業	14
E 指定管理者制度への対応	16
F 介護保険等在宅サービス事業	19
G 地域福祉権利擁護事業・成年後見事業	23
H 財政運営の適正化	25
I 職員の育成	27
J 事業執行体制の適正化	28
K 区社協への支援	29
L 災害時への取り組み	31
3 計画の進行管理	33
巻末資料 策定委員会名簿	34
作業委員会名簿	35
策定委員会設置要綱	36
策定の経過	38

別冊「業務計画シート」

- ※ 「2 川崎市社協組織の発展強化と役割の明確化」における具体的事業A～Lについては本シートの体系分類に伴い、アルファベットで表記しております。

1 計画の趣旨

I 組織の現状

① 第1期地域福祉活動推進計画の評価

「川崎市社会福祉協議会地域福祉活動推進計画」は、平成12年に制定された社会福祉法の目的である「福祉利用者の利益保護、地域福祉推進と社会福祉事業の適正な実施及び健全な発達を図り福祉の増進に資する」を受け、また、住民が主体となった地域福祉活動の推進による、住民相互に助けあい、支えあう地域社会の実現を目指す「福祉のまちづくり」を計画的に実現するために、平成14年3月に策定されました。

この第1期地域福祉活動推進計画（以下「第1期計画」）は、平成14年度から18年度までの5か年の川崎市社会福祉協議会（以下「本会」）における活動展開の方向性を具体的に示したもので、事業の現状、課題を整理した8章224項目に基づき、事業の推進を行いました。そして、立ち上げた新規事業①モデル区社協プロジェクト（区社協の支援）②地域福祉情報バンク構想（情報化の推進と情報提供機能の充実）③社会福祉研修センター構想（社会福祉従事者・関係者の資質向上のための研修機能の強化）について検討又は事業展開を進めてまいりました。

計画の進行管理については、平成15年度より会長の諮問機関である総合企画委員会を設置し、前年度の計画達成状況及び次年度事業計画の重点項目に位置づけられた事業について検討いたしました。この総合企画委員会において、第1期計画で計画した事業又は新規事業の展開等、必要に応じ随時見直しを行いました。第1期計画においては、計画の目標、重点課題、重点事業、具体的事業という体系で計画の推進を図ってまいりました。その具体的な事業の達成状況は、事業項目総数224件のうち、完了107項目（48%）、進行中63項目（28%）、未着手54項目（24%）となっています。従って、完了と進行中を合わせた76%の事業で一定の方向性を確立することができ、事業ごとの方向性を掲げ事業展開を図った第1期計画の目標は概ね達成されたと考えています。しかし、それぞれの事業においては、具体的な項目をあげ事業展開したことにより成果をあげることができましたが、第1期計画で掲げた「計画の目標」がどこまで達成できたかが明確には現れませんでした。

従って、この第2期地域福祉活動推進計画（以下「第2期計画」）では、計画の基本的な方向性と重点目標を掲げ、その達成に向けて各事業を展開していくことが必要と考え策定を進めてまいりました。

なお、第1期計画策定後において新たに加わった事業は、福祉サービス第三者評価事業、災害発生時対応マニュアルの活用、総合福祉センター管理運営事業、財団法人川崎市在宅福祉公社（以下「在宅福祉公社」）との統合によって加わった事業などとなります。

② 川崎市在宅福祉公社との統合

川崎市で設置した川崎市民間社会福祉事業あり方検討委員会において、川崎市の高齢者福祉、地域福祉等の向上をはじめ、福祉意識の高揚や市内ボランティア活動、民間社会福祉事業の効果的な振興を図るため、社会福祉協議会（以下「社協」）と在宅福祉公社との統合の検討がされ、平成17年度末をもって財団法人川崎市在宅福祉公社が解散し、平成18年度から本会が事業を継承することになりました。

この統合により、本会が在宅福祉公社に一部委託をしていた地域福祉権利擁護事業については、本会の全面的な事業実施となり、法人後見事業と併せ、川崎市あんしんセンターとして事業実施することになりました。また、その他に在宅福祉サービスの提供と調整、福祉人材の養成と普及啓発などの事業、地域包括支援センターの運営と調整などの事業が新たに加わりました。

③ 指定管理者制度

地方自治法の改正により、公の施設の管理運営に民間企業やNPOなども参入できる「指定管理者制度」が創設され、川崎市でも平成16年度から順次導入されることになりました。

これまで本会が受託運営してきた施設の中で、老人いこいの家、老人福祉センター、聴覚障害者情報文化センターが対象となりました。

平成18年度指定管理開始に向け、本会と区社会福祉協議会（以下「区社協」）の協議により、老人いこいの家及び老人福祉センターについては、地域に根ざした施設運営を目指し、区社協が直接応募することになりました。

本会においては、聴覚障害者情報文化センター、高齢社会福祉総合センター、川崎市総合福祉センターの指定管理者として指定を受け平成18年度より運営を行っています。

④ 介護保険事業

平成12年度の介護保険制度の開始当初から、市内7区の事業所において訪問介護（ホームヘルプ）及び居宅介護支援（ケアプラン作成）事業を展開しています。平成15年度には介護報酬の改正があり、また、平成18年度の介護保険法の改正により、本会においても予防訪問介護、介護予防支援及び地域包括支援センター事業にも対応し、利用者の自立に向けたサービス提供を行っています。

第1期計画において課題となっていた、介護保険では提供が認められないニーズ（入退院時の付き添い等）について、平成18年度から自由契約によるサービス提供を始めました。

また、川崎市からの委託事業として実施してきた障害者へのホームヘルパー派遣については、平成15年度から障害者支援費制度が開始され、利用者へのサービスの提供が円滑に継続できるよう事業を展開してまいりましたが、平成18年度に障害者自立支援法が施行され、居宅介護事業へと移行になり新たな事業展開に向け取り組んでいます。

第1期計画では、区社協が介護保険事業を直接経営する方向で検討してきましたが、各事業所の介護報酬の減少、バラつきなど、区社協が単独経営するのは困難な状況になってきました。

また、都市部である川崎市では多くの民間事業所の参入に加え、平成18年度の介護保険法の改正による介護報酬の減少などにより、収益は減少の一途をたどっています。

現在、介護保険制度の訪問介護の利用者数は平成17年度平均1,500名、居宅介護支援は1,000名、雇用ヘルパー750名余り、障害者自立支援法における訪問介護の利用者数は200名、雇用ヘルパー数は360名という中で、本会が行う居宅介護事業のあり方が大きな課題となっています。

また、平成18年度の介護保険法の改正により、市内36ヶ所中2ヶ所での地域包括支援センター事業が加わり、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、業務への取り組みを行っています。

II 川崎市地域福祉計画との整合

川崎市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」）は、川崎市新総合計画の「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を目指したまちづくりのために、市民参画と協働による地域福祉推進を図るため、平成17年3月に策定されました。

この地域福祉計画は、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者保健福祉計画」「かわさき子ども総合プラン」「川崎市保育基本計画」「かわさき健やか親子21」「かわさき健康づくり21」「川崎市地域保健医療計画」を内包し、それぞれの理念と目標を地域と地域住民をキーワードに、地域福祉推進の観点で横断的に結ぶ計画と位置づけられています。

この地域福祉計画との整合性を図るため、第1期計画において見直しを行うこととなっていますので、地域福祉計画が求める、本会の役割をふまえ、第2期計画の実施を進めてまいります。

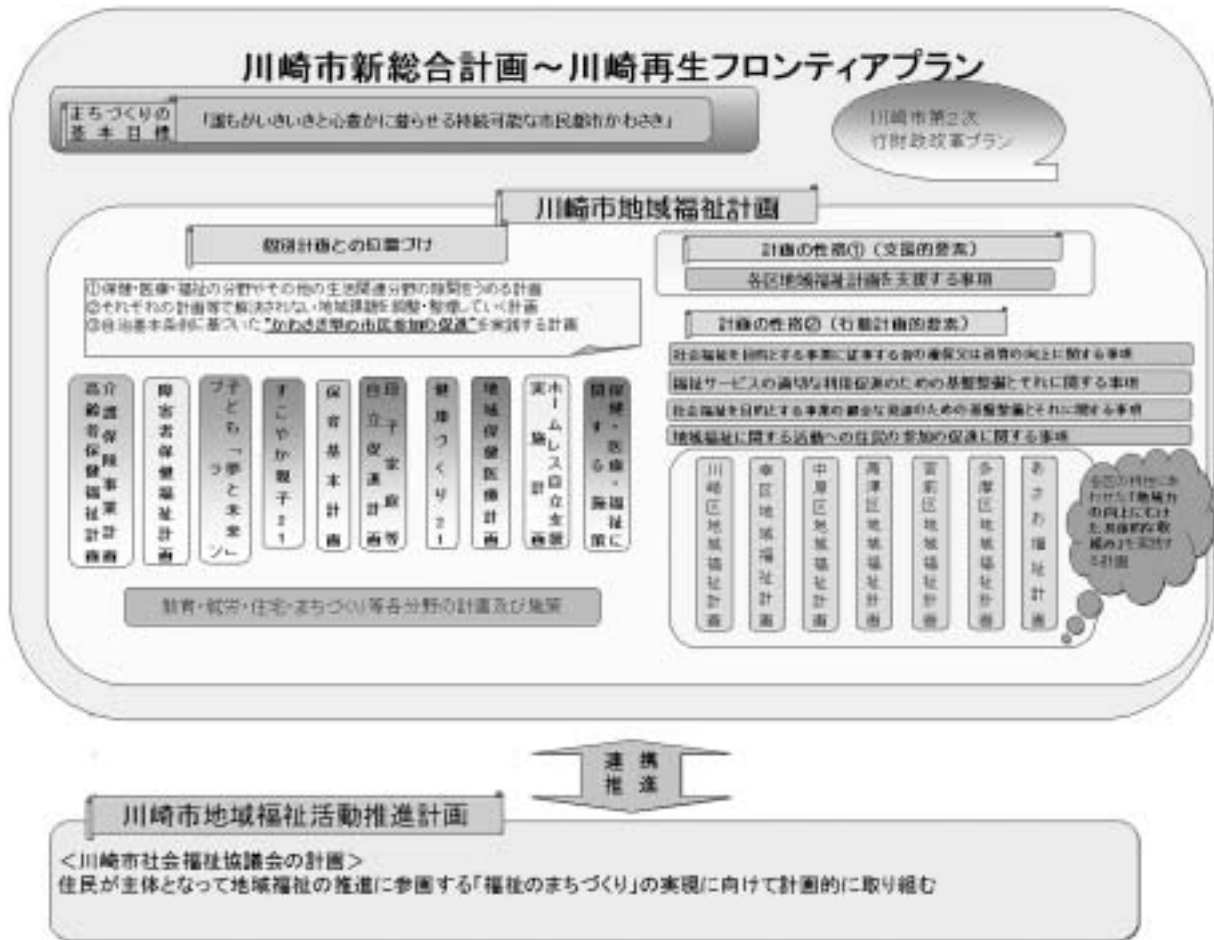
基本的な役割

- ・ 地域福祉のネットワークづくり
- ・ 地域福祉コーディネーターの養成
- ・ 川崎市あんしんセンターの権利擁護事業の充実
- ・ 地域福祉の情報提供
- ・ 市民活動、ボランティア活動への支援
- ・ 民間社会福祉施設の従事者研修の実施

また、平成18年9月1日から、川崎市総合福祉センターの指定管理者の指定を受け、「川崎市地域福祉計画の推進に向けて（平成17年3月）」の「総合福祉センター検討案を核とした地域福祉計画の推進」を基本に、事業展開を図っていきます。

総合福祉センターを核とした地域福祉計画の推進

- ・ 福祉パル支援の強化（総合福祉センターの管理運営）
福祉パルを各区の地域福祉推進の核として、地域の実情にあった福祉活動の推進の支援をします。
- ・ 地域福祉推進のネットワークの構築（情報バンク事業）
地域の情報を共有する等、地域福祉のネットワーク化を図ります。
- ・ 福祉事業従事者等の研修の実施（社会福祉研修センター事業）
福祉事業従事者に幅広い情報提供、専門性の向上を図り、また、地域福祉コーディネーター機能の向上を図る研修を実施します。



※第2期川崎市地域福祉計画策定指針資料より転載

Ⅲ 計画の基本的な方向性と重点目標

第1期計画の基本的な考え方である住民参加の「福祉のまちづくり」の実現と、複雑化する福祉問題への社会情勢の変動に即した市域での対応を可能とするため、第1期計画の評価と組織の現状をふまえて、第2期計画は本会の発展強化計画の要素を強めています。そしてこの計画の実現化を図るために以下の重点目標を掲げます。

- 1 「住民主体の原則」に基づく、強固な組織基盤の再整備
- 2 複雑化する福祉問題に対応し、市民の声を集約できる機能的な事業体の構築
- 3 多様化した福祉ニーズに対応し、また継続的に良質な福祉サービスの提供を行うための福祉人材育成の強化
- 4 川崎市内の協議体・運動体としての事業構成、効率的な事業展開の徹底
- 5 財務運営体制の確立

重点目標と具体的事業

※特に関連のある項目については◎で表示しています。

重点目標	1 「住民主体の原則」に基づく、強固な組織基盤の再整備	2 複雑化する福祉問題に対応し、市民の声を集約できる機能的な事業体の構築	3 多様化した福祉ニーズに対応し、また継続的に良質な福祉サービスの提供を行うための福祉人材育成の強化	4 川崎市内の協議体・運動体としての事業構成、効率的な事業展開の徹底	5 財務運営体制の確立
具体的事業					
A 会員組織と部会活動	◎	○			○
B 地域福祉情報バンク事業		◎			
C 研修事業			◎		
D 受託事業と補助事業				◎	○
E 指定管理者制度への対応				◎	○
F 介護保険等在宅サービス事業				◎	○
G 地域福祉権利擁護事業				◎	○
H 財政運営の適正化				○	◎
I 職員の育成	○	○	◎		
J 事業執行体制の適正化		◎			○
K 区社協への支援		◎	○		
L 災害時への取り組み		◎			

Ⅳ 期間

平成19（2007）年度から平成23（2011）年度までの5か年を計画期間とし、平成21（2009）年度に全面的な事業点検・見直しを行います。

平成21年度は、平成18年度に施行された障害者自立支援法及び介護保険法の次期改正の年でもあるため、事業の中間見直しを行い、今後の社会情勢の変化や国及び川崎市行政の施策の方針、川崎市地域福祉計画との整合性を図り、川崎市における地域福祉の発展を目指して取り組みを進めていきます。

2 川崎市社協組織の発展強化と役割の明確化

A 会員組織と部会活動

1 現状と課題

近年、積極的に地域の福祉活動を行うボランティアや市民団体が増加し、介護保険制度や指定管理者制度の導入により、社会福祉事業に特定非営利活動法人（NPO法人）や株式会社などの民間事業者や企業が数多く参入してきています。

本会の第1期計画においても、NPO法人やボランティアグループ等の中で、既存の種別会員の枠にあてはまらない形態の団体に関する入会の扱いが整理されていないことや、現在の部会がすべての会員の種別とは一致しておらず、部会の設置のあり方についても課題として挙げられています。

また、会費として徴収される金額について、その総額は150万円弱と一般会計総予算の1%にも満たないことも課題となっています。


2 ビジョン

- ①会員制度の目的の明確化
- ②会員の権利・義務関係の明確化
- ③福祉事業関係者の拡がりに対応した会員対象の見直し
- ④多重性、拡がりを持った福祉問題に対応するための部会設置の見直し
- ⑤自主財源確保につながる会費額の見直し

3 具体的な展開

平成18年度に本会に設置された「会員及び会費制度等検討委員会」での協議を基本に、既存の部会、種別会員会議等の意見聴取、調整を行います。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
会員及び会費制度等 検討委員会	検討報告				
部会等の意見聴取・調整、組織的承認・周知	継続				
規程改正、新制度の施行			改正	施行	

B 地域福祉情報バンク事業

1 現状と課題

本事業は、社会福祉法の制定などに伴い、市民の福祉サービスの選択を保障する情報提供の整備や、要援助者への総合的な相談支援の充実、社会福祉関係者や当事者団体の交流の促進とコミュニティ形成の支援などが求められ、第1期計画の中で新規事業として計画されたものです。

「地域福祉情報バンク」は、情報の持つ有効性と可能性に着目し、インターネット等のIT^{*1}技術などを活用しながら、情報を有効に利用して、それらの実現を目指そうとした構想です。

具体的には、地域福祉情報を収集してデータベース^{*2}を構築し、フォーマル及びインフォーマルの福祉情報の中から必要な情報を適切に提供することにより、市民の福祉サービスの利用等を支援するとともに、福祉サービス情報や相談解決事例のノウハウを市・区社協の職員をはじめとする福祉援助職等に提供して、相談援助における総合的な問題解決を支援していこうとするものです。また、市民や社会福祉関係者・団体等に交流できる場を提供することで、有益な情報交換を促進し、コミュニティ形成などの支援を図ろうとするものです。

現在までに、構想策定プロジェクト、具体化への準備委員会を経て、構想実現への具体的な検討を進めました。社協内の情報化推進のため、グループウェア^{*3}の導入や社協職員へのIT講習の実施などにより、職員間の情報の交換、連絡・周知の利便性の向上に一定の効果が得られました。また、市民への情報提供の充実に目的にホームページをリニューアルし、地域福祉情報のデータベースの項目整理を進めてきました。

課題としては、グループウェアの利用増加に伴うシステム容量^{*4}の増強や、地域福祉情報バンクシステムの構築と維持、有効な運用方法の検討とそれにかかる財源確保が課題になります。

また、本事業は、指定管理者として管理経営を行うことになった川崎市総合福祉センターにおける「地域福祉情報の収集と市民への情報提供」を目的とする「地域福祉情報バンク事業」と連携し、効果的に進めていくことが必要になります。

2 ビジョン

① 地域福祉情報データベースの構築と市民等への情報提供

フォーマル及びインフォーマルの地域福祉情報を収集してデータベースを構築し、情報を提供するシステムを整備して、市民等への情報提供を行います。

② 総合相談支援システムの構築と支援

福祉サービス情報や相談解決事例のノウハウを収集してデータベースを構築し、情報を提供するシステムを整備して、福祉援助職等の相談援助における総合的な問題解決の支援を行います。

③ 福祉オンラインコミュニティ^{*5}の基盤整備と提供

市民や福祉関係者・団体等の情報交換や交流、コミュニティ形成のための有

効な基盤整備について検討し、提供の実現に向けて取り組みます。また、本会会員に向けた情報提供や会員間の交流を促進するなどの会員向けサービスを検討し、提供していきます。

3 具体的な展開

① 地域福祉情報データベースの構築と市民等への情報提供

技術的な実現性やコスト軽減を含め、システム構築や運営方法が課題となっていますが、本会がポータルサイト^{*6}を運営していく必要があります。ポータルサイトのデザインやデータベースのシステム設計、サーバー^{*7}の管理などは、技術面やコスト軽減の観点から専門業者に委託する方法がありますが、利用者が安心して地域福祉情報バンクを利用するためには、情報の確認、選別、更新などの基本的な管理・運営の作業は、地域福祉情報バンクの職員が行う必要があると考えます。そのためには、効率的に情報を収集する方法の検討とルール化が必要になります（収集する情報のデジタル化や収集用フォーマット^{*8}の設定、紙情報のPDF化^{*9}、掲載内容公開の承諾確認等）。

② 総合相談支援システムの構築と支援

第1期計画で「総合モデル区社協」に指定された幸区社協で、本格運用に向けて導入を開始している福祉援助職等の相談援助支援システム「PRIMUS」^{*10}を活用し、発展させることにより実現が可能になると考えられます。

③ 福祉オンラインコミュニティの基盤整備と提供

チャット^{*11}や掲示板等を利用して、市民同士が情報を発信し合い、個人の問題を地域の問題として意識し活動に発展させ、さらに広がることを理想とし、目的としてきましたが、コミュニティを利用する利用者のモラルの問題などが、本会にとって大きなリスクになる恐れもあるため、適切な方法を慎重に検討していきます。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
地域福祉情報バンク運営委員会（役員レベル）の設置	委員会の役割等の検討・設置	事業の管理	点検・評価	→	
地域福祉情報データベースの構築と市民等への情報提供	検討・構築・一部実施	本格実施	点検・評価	→	
総合相談支援システム（福祉関係機関援助職等への支援）の構築・支援	検討・構築	→		実施 点検・評価	
福祉オンラインコミュニティの基盤整備・提供	検討	→		点検・評価	整備できれば実施 →

- ※ 1 IT
Information Technologyの略称 コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。
- ※ 2 データベース
コンピュータ内に保存されたデータの集合を表す言葉。複数のユーザーによって共有されており、データの整列・検索・集計を高速に行える。
- ※ 3 グループウェア
組織内のコミュニケーションを円滑にするためのメッセージ交換プログラムの集合体。回覧板・スケジュール管理・施設管理・掲示板などの機能が用意されている。
- ※ 4 システム容量
データを保存することが出来る限界値。
- ※ 5 福祉オンラインコミュニティ
見知らぬ人同士がインターネット上で福祉情報を交換する仕組み。
- ※ 6 ポータルサイト
インターネットの入り口となる総合サイト。
- ※ 7 サーバー
ネットワークの利用者に対して情報を提供するコンピュータ。原則24時間稼働するのが望ましく、サービスが停止しないよう定期的な管理作業が必要となる。
- ※ 8 収集用フォーマット
コンピュータに情報を入力するための雛形。
- ※ 9 PDF化
文章や映像をデジタル化するための仕組み。PDF形式のデータを閲覧するソフトウェアは無料で配布されている。
- ※ 10 「PRIMUS」
組織内にある知識や情報を共有・再利用する事で業務の効率化を図るソフトウェアの商品名。本計画では福祉情報の共有・再利用に活用する。
- ※ 11 チャット
キーボードを利用してリアルタイムに会話を行う仕組み。

C 研修事業

1 現状と課題

本会では、指定管理者として管理経営を行う川崎市高齢社会福祉総合センターや川崎市総合福祉センターなどの複数の部門で研修事業を実施する体制になっています。

川崎市高齢社会福祉総合センターでは、従来から川崎市の委託事業として「人材開発研修センター」と「保健福祉研究センター」の二部門で研修を実施してきました。「人材開発研修センター」では、福祉人材の養成を目的に、「人材養成」、「現任者の資質向上」、「資格取得のための試験準備講習」の三つに大別して研修を行い、特に介護保険制度導入後は専門職の量的な養成と資質の向上が求められ、量と質の両面の確保に応えられる研修の実施に取り組んできました。また、「保健福祉研究センター」では、一般市民に向けた介護講座や福祉に関する知識等を啓発する「地域講座」、「介護いきいきフェア」などを開催し、市民への普及・啓発を進めてきました。今後は、引き続き介護保険事業に対応した専門職の資質向上のための研修を進めるとともに、市民への普及・啓発事業の効果的な実施のあり方を検討していくことが課題になります。

なお、平成18年度から、川崎市高齢社会福祉総合センターは、指定管理者制度の対象となり、その管理経営を行うこととなったため、神奈川県の実務研修である介護支援専門員の「実務研修」や「専門研修」、また、自主事業として実施している「介護支援専門員実務研修受講試験受験準備講座」などの一部の研修・講座を除き、指定管理者として研修事業を実施することになりました。

新たに川崎市が設置し、指定管理者として管理経営を行うことになった川崎市総合福祉センターにおいては、総合福祉センター事業の一環として、平成19年度より「地域福祉コーディネーター専門研修」や「社会福祉施設等職員専門研修」、「地域福祉推進研修」を実施していくことになりました。

そのほか、本会の各部門で必要に応じた講座や研修を開催するとともに、本会の部会組織（種別協議会）でも種別会員向けの研修を実施しています。

また、区社協においても、地域向けの福祉啓発講座や地域福祉活動及びボランティア活動を促進するための研修を実施しています。

なお、第1期計画では、「社会福祉研修センター構想」として、市内の研修機関をはじめ、川崎市行政、福祉関係機関・団体、福祉施設等と連携・協力し、市内の福祉従事者・関係者のための「総合的な研修センター」の設置を検討することとしましたが、財源確保の問題などの課題により、具体的な検討を進めることができませんでした。

2 ビジョン

社協として、効果的で効率的な研修を実施していくために、川崎市高齢社会福祉総合センターや川崎市総合福祉センターにおける研修をはじめ、本会のそのほかの部門で実施している研修や区社協等で実施する研修も含め、社協全体として

研修事業を整理・体系化し、実施の分担や協働・連携を行っていくことが必要になります。

また、研修事業の整理・体系化を行うとともに、「社会福祉研修センター構想」の実現に向けた検討を進めていきます。

3 具体的な展開

福祉関係の専門職研修や一般市民向けの普及・啓発的な研修については、市・区社協がそれぞれ実施している研修事業を整理・体系化し、分担や協働・連携を行い、計画的な事業推進を図っていきます。

また、市民や地域、福祉関係者等のニーズに即した研修を企画できるようにするため、福祉に関する新しい法制度の動向や研修受講者へのアンケート調査結果、社協が実施している事業に関するニーズや課題・問題点、また、他機関・団体、他都市等の研修事業の状況などを把握するとともに、市・区社協の研修を実施している部門が研修事業の内容を調整する機会を設け、必要とされる研修や効率的な研修の実施について検討していきます。

川崎市高齢社会福祉総合センターにおける「保健福祉研究センター」の一般市民向けの介護講座等の普及・啓発事業については、国指定の「介護実習・普及センター」としての役割を再検討し、社協のネットワークを活かした普及・啓発を実践していきます。

また、川崎市高齢社会福祉総合センターにおける「人材開発研修センター」の専門職研修などについては、「福祉人材バンク」の福祉人材の斡旋・就労支援事業と連携することにより、相互に事業の効果を高められるように、有効な連携の方法を検討し、事業（例えば、研修会における研修参加者への求人情報の提供や福祉人材バンクへの登録案内を行うなど）を進めていきます。

「社会福祉研修センター構想」については、研修事業の整理・体系化を踏まえ、実現のための組織体制や財源確保の諸課題について、必要に応じて川崎市行政とも協議しながら検討していきます。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
研修事業の整理・体系化（体系は、状況の変化に合わせて整理し直す。）	実施		点検・評価		
研修事業のニーズ把握、内容の調整	実施		点検・評価		
社会福祉研修センター構想の検討		整理・体系化を踏まえ検討	点検・評価		

D 受託事業と補助事業

I 受託事業と社協事業

1 現状と課題

川崎市からの受託事業として、介護保険に関連した在宅サービス事業をはじめ、福祉人材の育成・就労支援など、様々な事業を実施してきました。それぞれの事業の受託時期の違いや、他の社協事業との関連等が十分に検討されないまま、現在まで事業継続しているものもあります。このような背景から、各受託事業がばらばらに実施されてきた傾向があり、他部門との連携がとりづらい現況があります。

また、指定管理者制度とは違い、単年度毎の受託契約のため、市の施策動向に左右され、事業内容や実施方法（組織体制、人員等）に不安定な部分があり、それぞれの事業を単独ではなく、総合的な見地から関連付け、今後の事業執行方針を構築していくことが課題となっています。

2 ビジョン

ニーズの変化に伴う実施方法の変更や、社会福祉協議会よりも他団体で受託した方が適切であろうと思われるものの精査等を行いながら、「社協で実施する意味」を踏まえた、総合的な事業実施を進めます。

3 具体的な展開

企画調整会議（仮）※P28参照において、既存受託事業についての状況確認、他部門との調整、連携等を検討し、廃止を含めた精査を行っていきます。

また、新規事業の依頼が見込まれる場合についても当会議において、その協議、提言等、総合的な検討を行っていきます。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
企画調整会議（仮）での検討	設置 既存事業の検討	新規依頼時の 検討	見直し		

Ⅱ 補助事業と社協事業

1 現状と課題

川崎市からの補助金による「補助事業」は、市社協の全事業の約3割の金額にのぼり、それら補助事業の多くが、事業運営の財源が補助金だけに頼った事業となっております。

近年、社協へ交付される補助金は年々削減が行われ、事業の運営費や人件費等の財源確保が困難な状況になりつつあります。

また、事業の目的や性質によって、受託事業的な意味合いが強いもの、また一方で、社協として中長期的な事業継続が求められるものもあり、それぞれの事業の方向性について、行政施策との整合性を図りながら見直しが必要となってきています。

2 ビジョン

川崎市の補助金の削減が進み、財源確保が困難な状況のなかで、社協の使命である地域福祉の推進を図るため、また、安定的・中長期的に社協事業を展開していくためにも、既存の補助事業の事業効果・目的を明確にし、さらにそれらの事業の継続・整理・統合等について行政との協議を図ってまいります。

また、地域福祉推進の戦略となる社協事業の企画実施、事業支援についての行政への提案等、市民ニーズに応えることのできる事業展開を進めていきます。

3 具体的な展開

補助事業については、今後の補助金削減に対応できるよう、既存の事業内容をそのまま継承するだけでなく、事業効果や市民ニーズ等を調査・検証しながら、自主財源確保等による事業継続も視野に入れた事業の効率的・効果的な計画策定・実施に努めていきます。

また、事業運営に必要な行政機関との協働体制の構築ならびに事業費支援について行政機関との調整を進めていきます。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
担当課内での検討	課題検討(抽出)	調査・検証	中間報告(事業見直し)	反映	実施
行政機関との調整	上記検討に合わせ随時				➔

E 指定管理者制度への対応

1 現状と課題

指定管理者制度の導入に伴い、川崎市から受託していた施設管理の委託事業等が指定管理者制度の対象となり、指定管理者として管理経営に取り組むことになりました。

平成18年度から、本会では、5年間の指定期間で、川崎市聴覚障害者情報文化センター（以下「聴覚情文センター」）及び川崎市高齢社会福祉総合センター（以下「高齢福祉センター」）、また、川崎市が新たに設置した川崎市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」）の管理経営を行うことになり、区社協では、3年間の指定期間で、従来本会が受託していた老人いこいの家（42か所）、また、老人福祉センター（4か所）、老人福祉・地域交流センター（高津区1か所）を管理経営することになりました。

また、本会は、老人いこいの家（47か所）の「管理運営調整業務」を、川崎市から受託することとなりました。

共通の課題としては、指定期間で決められている指定管理の委託料の中で管理経営を行うため、従来よりコストを削減し、効率性を重視した運営が必要になるとともに、指定管理者として事業を適正かつ有効に実施し、事業が更により良いものになるように充実・発展させていくことが求められています。

また、本会には、区社協支援の観点から、区社協の指定管理者の事業を調整し、支援していく役割が求められるとともに、市・区社協ともに、今後の指定管理者制度への取り組みのあり方などについても検討していくことが課題になっています。

2 ビジョン

聴覚情文センターについては、全国組織との連帯や市内の関係団体や専門機関との連携を促進し、当事者団体等へのセンターの移管を検討するなど、地域のニーズに応えられる「聴覚障害者のための総合的なセンター」への発展を目指します。

高齢福祉センターについては、「福祉人材養成・育成機関」としての専門性を更に充実させるとともに、市民への福祉情報の発信源としての役割のあり方を検討していきます。

老人いこいの家については、「管理運営調整業務」を通じて、市民が安全に有効に利用できるような全体調整を行なっていきます。また、区社協が管理経営するいこいの家などの指定管理者の事業については、地域福祉推進の視点から市・区社協が連携して、今後の指定管理者制度への取り組みのあり方や事業の位置付けについて検討していきます。

総合福祉センターについては、利用しやすいセンターの管理経営に取り組み、施設提供事業の利用率の向上を目指すとともに、市民の福祉活動の促進と福祉関係者の資質向上を目的とする「社会福祉研修センター事業」及び福祉に関する情報収集・提供、相談を行う「地域福祉情報バンク事業」を実施していきます。

3 具体的な展開

聴覚情文センターについては、次期指定管理における当事者団体による施設経営について「当事者運営あり方検討委員会」を開催して検討します。また、職員体制の整備、難聴関係専門職員の配置、5年後のセンター機能の拡充とそれに見合う人的及び予算の獲得、手話・要約筆記派遣事業の実績保障の契約（指定管理者とは別枠）、設備等の補修や更新などについて検討していきます。

高齢福祉センターについては、コスト削減のため、庁舎管理業務の外部委託を一本化するとともに、「福祉人材養成・研修事業」については、講師人数の見直しやホームページの活用等による広報手段の工夫などにより経費節減に取り組み、無料・低廉であった受講料を受益者負担の観点で踏まえて適正な金額に見直していきます。

また、「市民への福祉・介護の知識・技術の普及啓発」は、国指定の「介護実習・普及センター」としての役割を遂行していくため、地域包括支援センターや区社協等との協働を図り効率的で有効な展開の方法を検討していきます。

老人いこいの家については、「管理運営調整業務」を通じて、区社協をはじめとする指定管理者への助言・調整等の支援を図ります。また、老人いこいの家、老人福祉センター及び老人福祉・地域交流センターが、地域に密着した拠点として活用されるように、本会の「地域部会」などにおいて、今後の指定管理者制度への取り組みのあり方や事業の位置付けなどについて検討していきます。

総合福祉センターについては、施設利用のニーズを把握し改善を図るとともに、老朽設備を計画的に改修していきます。「地域福祉情報バンク事業」については、既存の「ふくし相談事業」を基に「あんしんセンター」などの相談事業との連携・調整を図るとともに、第1期計画から検討を進めてきた「地域福祉情報バンク構想」を踏まえ、福祉相談の内容及び福祉情報の収集とデータベース化を進め、有効な福祉相談事業の実施と市民等への福祉情報を提供するシステムを構築していきます。

「社会福祉研修センター事業」については、高齢福祉センターなどの他部門で実施する研修事業との連携・調整を図り、「地域福祉コーディネーター専門研修」、「社会福祉施設等職員専門研修」、「地域福祉推進研修」を実施していきます。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
管理経営のあり方の検討（指定管理の事業ごとに検討、必要に応じて社協全体で検討）	指定管理者の意義・効果、経営状況等諸課題の検討		点検・評価		
次期指定管理者への申請準備		申請への対応 (区社協対象事業)		申請への対応 (市社協対象事業)	

F 介護保険等在宅サービス事業

I 居宅介護事業

1 現状と課題

本会は、昭和62年から訪問介護事業を川崎市からの委託事業として始め、平成12年の介護保険制度開始とともに、それまでの経験を生かし事業参入しました。平成17年度平均、介護保険の訪問介護1,500名、居宅支援1,000名、障害者自立支援法200名の利用者を抱え、活動しているヘルパーは750名余りです。他の民間事業所の急激な増加の影響もあり、平成15年度をピークに利用者数、派遣時間数が減少傾向であることに加え、平成18年度の介護保険法改正による予防給付の開始の影響や、障害者支援費制度から障害者自立支援法への移行に伴う介護報酬引き下げの影響も大きく、経営的に厳しくなっています。一方、サービス向上を図り新しい利用者を増やすためにも介護福祉士の養成等人材養成も急務となっています。

また、介護保険法の改正により、平成19年度から居宅支援事業所の管理者は介護支援専門員資格が必要となり、職員の介護支援専門員資格取得についても組織的な対応が必要となっています。

2 ビジョン

今回委託している経営診断の結果を受け、経営会議において市社協としての訪問介護事業のあり方を確立します。

また、地域福祉推進のための地域のセーフティネット（安全網）確立を目指し、処遇の複雑な利用者の受入れや他事業所との連携を図る役割を担っていきます。

今後は、訪問介護、居宅支援とも職員の専門性の向上とサービスの向上を第一に考え、「量」から「質」へサービスの改革を図ります。

3 具体的な展開

経営会議、事業課長会議、プロジェクト会議等において検討を進めます。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
研修プロジェクト会議	立ち上げ	→	点検	継続	→
	市社協：主任・ケアマネ研修の計画的実施 事業所：ヘルパー研修の計画的実施				
有資格者の育成・配置	継続	→	点検	継続	→
	市社協：介護支援専門員資格取得促進 事業所：介護福祉士養成促進				

Ⅱ 地域包括支援事業

1 現状と課題

介護保険制度は、高齢者の急増や保険給付費の増大などにより、平成18年4月に大幅な改正が行われ、地域の高齢者の健康維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定に必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として、地域包括支援センターが設置されました。

川崎市においては、在宅介護支援センターの相談機能を活かす形で全面委託され、本会は川崎区（大師中央地域包括支援センター）と高津区（溝口地域包括支援センター）の2か所を受託いたしました。

また、基幹型在宅介護支援センターの廃止に伴い、ア 地域包括支援センターへ移行しない人材の有効活用、イ 区役所の新たな業務に対する支援、ウ 区役所や地域包括支援センターへ移行できない業務運営、エ 行政では実施できない全市的業務運営を担うため、地域包括支援センター調整課が設置されました。

① 地域包括支援センター

担当地区ごとに、「総合相談支援」、「権利擁護」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援」、「介護予防ケアマネジメント」という大きな4つの業務と、在宅介護支援センターとして実施してきた業務を行っています。

これらの業務を運営基準に準拠し3人の専門職（社会福祉士・保健師等・主任ケアマネージャー）が協力し運営しておりますが、当面の課題としては、介護予防プラン作成の件数が多いことで、他の業務に支障が生じる可能性があるため、業務の効率化や人員の確保の検討が必要となっております。

② 地域包括支援センター調整事業

介護保険制度改正に伴い、基幹型在宅介護支援センターで担っていた業務を移行するために新設されました。

業務内容は、「地域包括支援センターに対する支援」、「各区役所高齢者支援担当」に対する支援及び行政では実施できない全市的業務の運営を中心に行っています。

当面の課題としては、次期制度改正を見据えた段階的で計画的な取り組みを行うため、実務に特化した役割・業務設定をしていきます。

2 ビジョン

① 地域包括支援センター

地域包括支援センターに求められている4つの業務及び在宅介護支援センターとして実施してきた業務を、区及び担当エリア内で円滑に推進できる体制を作っていきます。また、高齢者がどのようなサービスを利用したらよいのかに対して適切に対応できる「ワンストップサービスの拠点」としての役割や地域の高齢者ニーズを分析し、「地域包括支援ネットワークの構築」への取り組みを行っていきます。これらを通して、地域住民から信頼される、相談の中核機関

となるよう努力していきます。

② 地域包括支援センター調整事業

地域包括支援センターの業務が順調に進むように、実務に特化した支援体制を第一に考えていきます。基幹型在宅介護支援センターで実施してきた区統括業務は各区役所に移行されましたが、そのノウハウを継承し継続的な連携を維持することが必要であり、区役所保健福祉センターと地域包括支援センターの協働体制の構築を推進していきます。また、利用者に対して地域包括支援センターごとの業務内容に格差が生じないようにボトムアップ研修などを計画的に実施する予定です。

さらに、平成21年度の制度改正を見据えた制度に対してのスキルアップ研修なども実施していく予定です。

3 具体的な展開

① 地域包括支援センター

地域に対する広報活動を行うとともに、在宅介護支援センターからの継続業務を実施していきます。特に、住民参加型の家族介護教室や介護予防教室などは区役所保健福祉センターと協働で積極的にすすめていきます。また、介護予防ケアプラン作成においては、利用者の増加に伴い業務の効率化を考えると同時に質の向上を図るよう努力していきます。そのほか、担当エリアごとに開催する「地域包括ケア会議」の場を活用し地域包括支援ネットワークの構築をしていきます。

② 地域包括支援センター調整事業

地域包括支援センターの新任研修をはじめとする基本業務への支援、行政を含む介護予防ケアプラン作成研修、地域ケア会議の運営支援、ケアマネジメントリーダー事業に関する運営などを中心に業務展開していきます。また、平成21年の制度改正に絡む情報収集を積極的に実施し、地域包括支援センターのあり方、介護保険事業従事者への支援などを、行政とともに考えていきます。

5年間の計画

両事業とも単年度契約のため、毎年受託に対しての検討を実施します。しかしながら、業務の特殊性から考え、継続的な計画を記載することとしました。

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
地域包括支援センター	継続実施	制度改正に基づく業務内容の検討	反映	実施	制度改正に基づく業務内容の検討
地域包括支援センター調整事業	継続実施	制度改正に伴う地域包括支援センターや行政に対する業務内容を点検（行政との協議により、今後のあり方の検討）	点検・評価		

G 地域福祉権利擁護事業・成年後見事業

1 現状と課題

高齢者の増加や障害者自立支援法の施行等、福祉サービス利用や金銭管理等の支援を必要とする市民は増えており、地域福祉権利擁護事業（以下「地権事業」）、成年後見事業の利用者数は毎年増加しています。

地権事業の利用者は平成17年度末で「書類等預かりサービス」が86件、「福祉サービス利用援助・日常的な金銭管理サービス」が296件となっています。事業実施体制は、事業の統括をあんしんセンター運営課が行い、市内を南中北3区域に分けて各あんしんセンター生活支援課で事業実施しています。この両サービスの他に、障害者110番、専門相談、高齢者やすらぎ支援の各相談事業を行っています。

また、成年後見事業として平成17年度末で22件の成年後見人等として活動すると共に、地域や関係機関に向けた制度説明、情報提供ということで、平成17年度に253件の個別説明や講師派遣を行っています。

課題として、今後も更なる需要が見込まれ、現在8人で行っている地権事業専門員の配置数の検討が必要です。また、他実施主体と比べると生活保護受給者の利用者数が多いことも課題となっています。成年後見事業としては、現在は法定後見人としての活動のみとなっていることや、市長申立件数上昇による受任依頼数の激増への対応が挙げられます。

2 ビジョン

「川崎市あんしんセンター」として市内3事務所での事業の実施、あんしんセンター運営課で統括をしていますが、より身近な相談機関としての役割を果たします。そのために、関係機関との調整、協力を行います。また、知識や技術の向上を図り、安心して相談できる機関にしていきます。

3 具体的な展開

相談・支援方法や職員の配置等について検討を行い、より身近な相談機関として活動できる体制作りをします。地権事業では、サービス利用者における生活保護受給者の割合が他都市に比べてかなり高いため、生活保護ケースへのサービス提供について行政と協議します。各種相談事業については総合福祉センター構想の中で、他事業との統合による新しい体制作りを検討していきます。

成年後見事業では、特に県内で成年後見人等の受任者が不足しているため、成年後見人等の確保、並びに、成年後見事業に関わる機関の情報・意見交換のため、関係機関連絡会のような機関作りに協力していきます。また、要綱に沿って任意後見活動を開始します。

両事業とも、専門的な知識や判断を必要とする点があるため、研修により実践力の強化を図り、市内で統一した対応を行うため、マニュアルの作成を行います。また、市民に向けた普及・啓発を継続していきます。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
より身近な相談機関としての体制作り	検討・実施	→			
行政担当課等との協議	調整	→	点検		
各種相談事業の整備	実施				
成年後見制度関係機関 連絡協議会への協力	実施	→	見直し・反映	実施	→
任意後見活動開始	調整・実施	→			
職員研修の体系化	実施	→	見直し・反映	実施	→
自主研修、他機関実施 研修への参加	実施	→			
業務マニュアルの作成	実施	→	見直し・反映	実施	→

※地域福祉権利擁護事業については日常生活自立支援事業へ名称変更が行われる予定ですが、川崎市での名称変更については平成19年度においては変更の予定はありません。

H 財政運営の適正化

1 現状と課題

現在、本会の会計は一般会計及び公益事業特別会計の2会計からなり、平成18年度予算額は、合計で61億2千2百万円であり非常に大きな会計規模となっています。この内、自主財源は、居宅介護等事業収入を除いた場合、会費、共同募金配分金及び寄附金を合わせて1億1千万円であり、全予算の2%程度に過ぎませんが、居宅介護等事業収入を入れた場合は、23%程度となります。しかし、居宅介護等事業の経営は今後厳しい状況になっていく可能性があります。そのため、自主財源の歳入の拡大と歳出の削減に取り組む必要があります。

2 ビジョン

① 歳入の拡大

社協の安定的な運営を図るため、自主財源を確保するための財政基盤の整備について検討します。

② 歳出の削減

適正な人員配置と人件費の削減について検討します。

3 具体的な展開

① 歳入の拡大

ア 第2期計画の一つの大きな課題となっている「会員組織と部会活動」の見直しを行い、本会会員会費の増額を検討します。

イ 財源確保のため、各種積立預金の果実（利息）収入を得るための有効な資金運用の方法を検討します。

ウ 本会の広報紙や各種事業の冊子等のスペースを利用した広告料収入の検討をします。







オ 本会への寄附金は、現在はすべて福祉基金への寄附となっていますが、社協事業費にも活用できる寄附制度の検討をします。

カ 共同募金財源事業の見直しを行います。

② 歳出の削減

ア 適正な人員配置と事務事業の見直しを行い、人件費の削減を検討します。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
会員会費の増額	検討 			実施 	
積立預金の資金運用	検討	実施 			
広告料収入	検討	実施 			
共募財源事業見直し	検討・実施				
歳出の削減	検討	検討・実施 			

I 職員の育成

1 現状と課題

第1期計画では、職員の資質向上を目的とした職員研修体系の確立を行ってきました。内部研修については、階層別研修と課題別研修を年間計画に基づいて実施するとともに、外部研修（全国社会福祉協議会及び神奈川県社会福祉協議会等が開催する研修）への参加を積極的に推進しました。

また、本会職員が、社会的責任を自覚し自らの職責を遂行していくために、自立的規範である職員倫理綱領を職員自身で作成し行動しています。しかし、介護保険事業の実施や在宅福祉公社との統合など、新しい事業への取り組みに併せ、職員数や職種が増加しており、職員一人ひとりが、社協職員としての自覚や能力、専門性を伸ばす取り組みが必要となっています。

2 ビジョン

地域福祉推進の中核を担う団体の職員として育成することが必要であり、福祉サービス利用者に対する尊厳の尊重や地域に根ざした地域活動の推進など、社協職員としての基本的な態度を持ち、福祉コミュニティの形成や福祉のまちづくりを共通理念として業務を進められるよう職員体制を確立します。

3 具体的な展開

個人情報の取扱いなど、より人権問題に重点をおき、職務や職制に対応した職員研修を実施します。

また、人事考課制度をより効果的に活用し、人材の活性化をするために、職員の希望や専門性、資質などをふまえながら各部門間での人事交流を行い、職員としての資質向上を図ります。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
人権に関わる規程の整備	整備	実施			
研修体制の整備	整備	実施			
人事考課制度の整備	検討	見直し	実施		

J 事業執行体制の適正化

1 現状と課題（業務執行体制、職員配置）

本会は、理事会の決定及び評議員会の議決により事業を行なうこととなっています。具体的な事業については、会長、副会長及び常務理事が執行するとともに、必要に応じて開催する三役会において、懸案事項等を協議し事業推進を行なってきました。

また、平成18年4月に、権利擁護に関する事業を行なう川崎市あんしんセンターを開設するにあたり、本会の他の事業からの独立性、また、公平・中立性を担保するために、権利擁護に関する事業を専門に行う理事として川崎市あんしんセンター担当理事を設置しました（今後も、地域ニーズに的確に対応できる事業推進を行なうため、他の事業部門においても担当理事制の推進について検討が必要となっています）。

本会は、平成18年4月に在宅福祉公社と統合し、事業数37事業、職員数約350人となっていますが、川崎市の行財政改革等により、本会に対する人件費補助が段階的に減額され、また、本会の自主財源である介護保険等事業についても法改正等により厳しい状況になってきています。このような財政状況の中、本会が地域福祉を確実に推進するため、効率的な事業運営及び適切な事業執行を行なう組織体制の見直しが急務となっています。


2 ビジョン

統合後の事業の見直し及び事務執行体制の見直しを行い、本会の財政に見合った地域福祉の推進体制を構築します。また、社会状況や地域の福祉ニーズを的確にとらえた事業展開を目指していきます。

3 具体的な展開

事務局の企画部門の強化を図るために、本会及び各区社協を合わせた、効率的で適切な新しい地域福祉サービスの提供体制の構築を目指し、総務部に各部署の職員で構成する企画調整会議（仮）を設置し、積極的、継続的に、本会・区社協の事業及び組織の見直しの検討を行ないます。総務部長は、この会議の検討報告や提案を受けた場合は、その内容を事務局長に報告し、事務局長の命を受け各課の事業調整を行います。また、必要な場合には、三役会に報告し指示を受けるものとします。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
企画調整会議（仮）	設置、検討、 報告		会議のあり方の 点検・評価		

K 区社協への支援

1 現状と課題

川崎市内には7つの「区社協」があり、それぞれ社会福祉法人格を有し、地域の特性に応じた福祉事業の展開と福祉関係機関団体との協働による「市民に身近な地域福祉の推進役」をめざした活動を行っています。その活動拠点となる「福祉パル」は、「市民の地域福祉活動拠点施設」として川崎市が各区に設置し、地域福祉推進を担う団体である区社協がその管理運営を受託しています。多様化した市民の生活ニーズに対応するために、この地域福祉活動の拠点施設である「福祉パル」の機能を区社協事業の充実とともにさらに高めていくことが求められています。

第1期計画では、市民に身近な存在である区社協の活動展開を重視し、地域や市民の期待に応えることのできる「目標とする区社協像」と「市・区社協の役割分担と明確化」の実現に向けた事業として、平成14～18年度にわたり「モデル区社協推進事業」に取り組みました。しかしながら、事業推進期間に生じた市・区社協を取り巻く状況の大きな変化、特に介護保険制度改正などの社会福祉諸制度の新たな改革と、さらに指定管理者制度の導入や本会と在宅福祉公社との組織統合は、市・区社協における事業推進に多大な影響を及ぼしました。

現在、各区社協には地域課（地域福祉推進部門）、事業課（介護保険部門）、また指定管理者としての老人いこいの家（全42ヵ所）、老人福祉センター（全5ヵ所）運営部門があります。さらに幸区社協では、さいわいデイサービスセンター事業、河原町ふれあいデイサービス事業部門が加わります。ここ数年における区社協組織や事業規模の著しい拡大によって、社会福祉法人としての区社協の運営管理はいよいよ肥大化し、なかでも法人運営の強化は急務であり、今後は区社協事業の特色に応じた職員配置の検討も課題となっています。

「モデル区社協推進事業」の取組みのプロセスで顕著となった社協組織基盤強化の必要性を具体化し、多角的かつ横断的な組織体制の再構築が求められます。

さらにこれらの地域福祉活動の中核を担う社協職員のコミュニティソーシャルワーカー^{*1}としての自覚と専門技術、知識の習得を含めた資質向上は、市民に信頼され、必要とされる社協を築くうえで非常に重要となっています。

2 ビジョン

本会の役割に、区社協の体制整備と機能充実への支援があることを明確にし、その具体的方策について区社協とともに検討します。社協における組織の使命、目指すべき方向性を確立し、事業を担う人材の育成と職員配置のあり方を検証します。また、目標とする区社協像の実現に向けた中長期的な区社協事業の継続のため、共同募金配分事業等、現状事業とその財源充当のあり方について見直しをします。特に、市・区ボランティアセンターは、地域における個別相談とそれに伴う支援、地域福祉推進への市民参加の拠点として社協に期待される重要な機能です。現在の地域福祉活動の拠点である「福祉パル」を活かした区社協事業にお

L 災害時への取り組み

1 現状と課題

本会は、災害時に他都市へ派遣した職員等をメンバーとしてプロジェクトチームを立ち上げ、「災害発生時対応マニュアル」を策定しております。

このマニュアルは、川崎市内で災害が起こったときに、社協職員がどのような動きをするのかを示した「職員行動編」と、災害時に全国から集まってくるボランティアの受入れ等に対応するための「災害救援編」を作成し、本会として災害発生時の取組みを円滑に行うためのものです。

また、このマニュアルを踏まえ、聴覚障害者情報文化センターにおいては、聴覚障害者（難聴者等）の生活支援を行うため、関係団体の代表者でのプロジェクトを立ち上げ、聴覚障害者災害対策本部としての取組みを行います。

現在策定中のマニュアルの検証を兼ね、平成18年度の川崎市総合防災訓練に参加をし、災害救援ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施しました。

また、関東エリアで災害が起こった場合の対応として、関東ブロックの都県指定都市の社協で災害時の相互支援に関する協定を締結しており、職員の派遣についてはこの協定に添った形で行われています。

現状としては、職員意識のばらつきと組織的な対応が確立されていないのが課題となっています。

また、市内外の関係機関との連携についても早急な検討が必要となっています。特に、川崎市の地域防災計画においては、平成17年度に風水害対策編、平成18年度に震災対策編が改定され、本会の災害時における役割も明確に示されていますので、その対応に対するマニュアル化が必要となっています。

2 ビジョン

市内外の災害発生時に、本会の職員として積極的に災害救援活動が担えるよう、研修等を行い、職員の意識改革を図っていきます。

また、全国的なネットワークを持ち、コミュニティソーシャルワークを推進する社会福祉協議会として、災害発生直後の混乱期における個々の住民に対する災害救援ボランティア活動だけでなく、中期にわたる地域社会（コミュニティ）そのものの復興支援活動に対応していきます。

また、今後は、地域防災計画に示された内容が円滑に進行するよう、川崎市との協定についても検討を進めていきます。

3 具体的な展開

災害発生時に対応できるように職員の意識改革を図るため、本会の研修体系の一部に災害時対応研修を加えるとともに、川崎市総合防災訓練に毎年参加をし、実地訓練を行っていきます。

災害発生時対応マニュアルを策定後も定期的な見直しを行い、現実に沿った取組みが行えるよう努めます（災害時における役職員の連絡体制、サービス利用

者と災害弱者への対応、災害支援時における組織内〈各所属〉での取り組みの整備について、マニュアルの中で検証していきます)。

また、行政や市内外の関係機関との連携を図るため、定期的な連絡会を開催するとともに、関係機関会議等の参加をしていきます。

5年間の計画

具体的な展開の項目	19年度	20年度	21年度 (点検・評価年)	22年度	23年度
職員研修の体系に位置付ける	検討	実施	実施	実施	実施
川崎市総合防災訓練への参加	参加継続		点検		
災害発生時対応マニュアルの検証	検討		見直し		
関係機関との定期的な懇談会の実施	継続実施				

3 計画の進行管理

第2期計画の評価・見直し作業は川崎市社会福祉協議会地域福祉活動推進計画評価作業委員会（本会の部課長等で構成）を設置して行い、進行管理は本会の執行機関である理事会で行います。

平成21（2009）年度においては、全面事業点検・見直しを実施します。

川崎市社会福祉協議会
第2期地域福祉活動推進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属・職名
委員長	齊藤 二郎	川崎市民生委員児童委員部会長
副委員長	原 良三	川崎市中原区社会福祉協議会会長
副委員長	小野 敏明	田園調布学園大学人間福祉学部地域福祉学科教授
委員	奥村 尚三	二子保育園園長
〃	奥村 榮	社会福祉法人多摩福祉会理事長
〃	金子 忠雄	川崎市保護司部会長
〃	肥後 隆	川崎市肢体障害者協会会長
〃	渡辺 政勝	なかはらボランティア連絡会代表
〃	小島 春男	川崎市全町内会連合会副会長
〃	戸内 洋二	川崎市健康福祉局地域福祉部長
〃	和田 秀樹	川崎市市民局地域生活部長
〃	古橋 富美雄	川崎市教育委員会総務部長
〃	益子 まり	川崎区役所保健福祉センター長
〃	竹本 桂一	川崎市医師会副会長
〃	小田橋 尚史	川崎商工会議所常務理事
〃	番匠 一雅	田園調布学園大学人間福祉学部地域福祉学科講師
〃	小机 勝	川崎市宮前区社会福祉協議会事務局長
〃	柏木 靖男	川崎市社会福祉協議会常務理事
〃	五十木 一夫	川崎市社会福祉協議会事務局長

設置要綱第3条の委嘱区分順

川崎市社会福祉協議会
第2期地域福祉活動推進計画作業委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属・職名
委員長	小野 敏 明	田園調布学園大学人間福祉学部地域福祉学科教授
副委員長	長嶋 和 人	事務局次長兼総務部長事務取扱
副委員長	斎 木 浩	福祉部長
委員	番 匠 一 雅	田園調布学園大学人間福祉学部地域福祉学科講師
〃	手塚 光 洋	川崎市健康福祉局地域福祉課主査
〃	箱 島 弘 一	川崎市健康福祉局地域福祉課職員
〃	西 條 一 良	権利擁護部長兼川崎市あんしんセンター中部事務所長
〃	浅岡 水 城	川崎市高齢社会福祉総合センター部長
〃	村 石 里 美	総務部総務企画課長
〃	原 久 史	総務部経理課長
〃	足 立 真	総務部福祉人材バンク所長
〃	佐 竹 恵 子	総務部介護支援課長
〃	山 本 良 記	総務部中原会館館長
〃	高 橋 由 加	福祉部地域推進課主任
〃	和 田 真 澄	福祉部ボランティア活動振興センター所長
〃	芳 之 内 修	福祉部聴覚障害者情報文化センター主事
〃	中 山 信 作	権利擁護部あんしんセンター運営課主事
〃	三 橋 由 佳	権利擁護部地域包括支援センター調整課主幹
〃	武 井 秀 太	川崎市あんしんセンター南部事務所在宅サービス課主事
〃	谷 岡 真 緒	川崎市高齢社会福祉総合センター人材開発研修センター書記

川崎市社会福祉協議会 第2期地域福祉活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、市民総参加型の地域福祉活動の推進が求められている中で、川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が各区社会福祉協議会の地域福祉活動計画、行政の各種計画との整合性を持ちつつ、今後の活動方針を示すための川崎市社会福祉協議会地域福祉活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定することを目的に、川崎市社会福祉協議会地域福祉活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 策定委員会は、推進計画の策定に関する事項について協議する。

(策定委員会)

第3条 策定委員会は、次の各号に属する委員20名以内で組織し、川崎市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 施設部会の代表
 - (2) 経営者の会の代表
 - (3) 民生委員児童委員部会の代表
 - (4) 保護司部会の代表
 - (5) 地域部会の代表
 - (6) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
 - (7) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
 - (8) 社会福祉に関係ある団体・機関及び住民組織の代表
 - (9) 川崎市関係職員
 - (10) 保健・医療、教育、労働に関係のある団体及び組織の代表
 - (11) 学識経験者
 - (12) 区社会福祉協議会事務局長の代表
 - (13) 市社協常務理事
 - (14) 市社協事務局長
 - (15) その他会長が特に認めた者
- 2 策定委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選とする。
- 3 策定委員会は、委員長が招集する。

(作業委員会)

第4条 必要な資料の収集、調査その他各種の研究を行うため、策定委員会のもとに作業委員会を組織する。

2 作業委員会は、次の各号に属する委員20名以内で組織し、会長が委嘱する。

- (1) 市社協次長
- (2) 市社協部長
- (3) 市社協各課職員
- (4) 学識経験者
- (5) 川崎市関係職員

3 作業委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選とする。

4 作業委員会は、委員長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 策定委員会及び作業委員会の委員の任期は、平成18年4月1日から推進計画の策定完了までとする。

(事務局)

第6条 策定委員会及び作業委員会の事務局は、市社協総務部総務企画課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進計画の策定に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則 この要綱は、平成18年1月25日から施行する。

川崎市社会福祉協議会 第2期地域福祉活動推進計画策定の経過

学識者・行政職員を含む作業委員会を7回、種別会員の代表・学識者・関係行政機関の代表等からなる策定委員会を3回開催し、計画をまとめました。

年月日	事項	内容	場所
平成18年 5月16日	第1回作業委員会	1 正副委員長の選任 2 第1期計画の経過と現状 3 第2期計画策定のスケジュール	川崎市国際交流センター第2・3会議室
6月6日	第1回作業委員会	1 正副委員長の選任 2 第1回策定委員会の報告 3 第2期計画策定のスケジュール	川崎市福祉センター第1会議室
7月4日	第2回作業委員会	1 第1期計画の評価と第2期計画業務分析について	川崎市福祉センター研修室
7月25日	第3回作業委員会	1 業務分析について	川崎市福祉センター研修室
8月22日	第4回作業委員会	1 シートの分析について 2 第2期計画の柱立てについて	川崎市福祉センター研修室
9月7日	第2回策定委員会	1 作業委員会の経過 2 第2期計画の骨子について 3 今後のスケジュール	母子福祉センターサン・ライヴ
9月15日	第5回作業委員会	1 策定委員会の報告 2 計画書作成スケジュール・分担について	川崎市福祉センター第1会議室
11月8日	第6回作業委員会	1 計画書原稿について	川崎市福祉センター研修室
11月28日	第7回作業委員会	1 計画書原稿について 2 進行管理について	川崎市福祉センター研修室
12月12日	第3回策定委員会	1 計画(案)について 2 進行管理について	川崎市福祉センター研修室

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

〒211-0053 川崎市中原区上小田中6-22-5
川崎市総合福祉センター（エポックなかはら）
電話 044-739-8710（代表）
FAX 044-739-8737
メールアドレス info@csww-kawasaki.or.jp
ホームページURL <http://www.csw-kawasaki.or.jp/>

ふれあいネットワーク

